（一般附属品の性能試験）

第二十六条　規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

2　規則第二十九条第一項第七号の一般附属品の性能試験は、空気又は不活性ガスを使用して圧力を徐々に加えることにより行い、容器の耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力（プラスチックライナー製一般複合容器に装置されている安全弁にあっては耐圧試験圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあっては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充てんすべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあっては最高充てん圧力の数量の一・三倍以下の圧力）において吹き始め、かつ、吹き止りが確実であること。この場合、吹き止りの確認は、発泡液を塗布する等の方法により行うものとする。

3　規則第二十九条第一項第八号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一～三　［略］

（半導体製造用継目なし容器用附属品の外観検査等）

第二十六条の二　半導体製造用継目なし容器に装置されている附属品（以下「半導体製造用継目なし容器用附属品」という。）の外観検査、気密試験、書類検査及び性能試験（破裂板及び溶栓以外の安全弁の検査及び試験を除く。以下この条において同じ。）は、日本非破壊検査協会規格NDIS2430（2017）半導体製造用高圧ガス容器の超音波探傷試験による再検査方法に従って行うものとする。ただし、前回の附属品再検査時に当該附属品を容器に装置したままの状態で検査を行った場合の外観検査、気密試験及び性能試験は、第二十四条、第二十五条第一項及び前条第一項の例により行うものとする。

（圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験）

第二十八条の二　規則第二十九条第一項第八号の圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（検査設備の基準）

第三十一条　規則第三十三条第七号の告示で定める検査設備の基準（溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器又はアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一　容器のさび落しのための設備及び洗浄設備は、次に掲げるもののうち検査しようとする容器に適したものを備えること。

イ　容器回転式洗浄機（内部に鋼球等を挿入するものに限る。）

ロ　ワイヤー等を用いる回転式清浄機

ハ　酸若しくはその他の薬剤又は水圧等を用いる洗浄設備（中和設備を含む。）

（一般附属品の性能試験）

第二十六条　規則第二十九条第一項第五号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

2　規則第二十九条第一項第六号の一般附属品の性能試験は、空気又は不活性ガスを使用して圧力を徐々に加えることにより行い、容器の耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力（プラスチックライナー製一般複合容器に装置されている安全弁にあっては耐圧試験圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあっては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充てんすべき液化水素の体積が容器内容積の九十八パーセントとなる圧力以下の圧力、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあっては最高充てん圧力の数量の一・三倍以下の圧力）において吹き始め、かつ、吹き止りが確実であること。この場合、吹き止りの確認は、発泡液を塗布する等の方法により行うものとする。

3　規則第二十九条第一項第七号の一般附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一～三　［略］

［新設］

（圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験）

第二十八条の二　規則第二十九条第一項第七号の圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（検査設備の基準）

第三十一条　規則第三十三条第七号の告示で定める検査設備の基準（アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器及びろう付け容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一　容器のさび落しのための設備及び洗じょう設備は、次に掲げるもののうち検査しようとする容器に適したものを備えること。

イ　容器回転式洗じょう機（内部に鋼球等を挿入するものに限る。）

ロ　ワイヤー等を用いる回転式清じょう機

ハ　酸又はその他の薬剤等を用いる洗じょう設備（中和設備を含む。）